

# 高齢者タクシー助成制度が変わります

現在美波町では、町内に住所を有する者で、かつ在宅で生活を営む高齢者又は身体障害者手帳等をお持ちの方で、自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を助成する事業を行っています。

平成31年4月から、これまで一律1,000円だった利用者負担が、利用料金の3分の2(上限1,000円)となり、また行き先についても町内店舗が利用可能になりました。

申請は随時受付ていますが、すでに申請されている方についてはあらためて申請する必要はありません。

## 1. 改正期日

平成31年4月1日

## 2. 対象者 (以下の①～③全てに該当する方が対象となります。)

- ①70歳以上又は身体障害者手帳等の交付を受けている方
- ②町内に住所を有する者でかつ在宅で生活を営む方
- ③自家用車で移動が困難な方(次のいずれかに該当する方)
  - ・自動車運転免許証がない方
  - ・自動車を所有していない方
  - ・自動車を所有しているが利用出来ない理由がある方



## 3. 利用出来るタクシー

海南タクシー(有)、由岐タクシー

## 4. 助成の額

1回につき当該運賃の3分の2(10円未満切上げ)の金額を利用者負担とします。ただし、片道を1回の利用とし、1,000円を上限とします

**【例】**1回のタクシー料金が1,200円の場合 → 利用者負担800円 助成金額400円

※1,500円を超えたときは、タクシー料金の額に関係なく1回の乗車につき支払う金額は1,000円です。

## 5. 利用方法

タクシーの利用は、町内の医療機関、公共施設、最寄りの駅及び町内店舗とする。

利用の流れ

### 登録申請

役場窓口で申請書を記入し、申請いただきます。

役場本庁舎(総務課)又は由岐支所 ※代理の方でも申請は可能です。

### 利用者証交付

申請後、内容確認し利用者証を交付します。

### タクシー利用

町内のタクシーを利用し、料金をお支払いの時に利用者証を運転手に提示し、当該運賃の3分の2の金額(10円未満切上げ)をお支払い下さい。

## ◎タクシー利用料金助成に関するお問い合わせ先

役場総務課 ☎77-3611